

保護者様

岡山大学教育学部附属特別支援学校
校長 仲矢 明孝

インフルエンザ治癒証明書の取り扱いの変更について

平素から本校教育にご協力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

現在、本校では、インフルエンザに罹患し、出席停止となった場合、再登校にあたっては、原則として医師が作成する治癒証明書の学校への提出をお願いしております。

このたび、インフルエンザ流行期に治癒証明書の取得のために医療機関を再度受診することによる他の感染症に罹患するリスクおよび保護者の負担等を考慮し、治癒証明書の取り扱いを以下のとおり変更します。

1 インフルエンザ治癒証明書の取り扱いについて

再登校にあたっては、原則として、治癒証明書の学校への提出は不要とし、かわりに、保護者が作成する「罹患報告書」を学校へ提出してください。

発症後、毎日2回の検温及びその記入が行われていない場合は、治癒証明書を提出していただく場合がありますので、忘れずに検温及び記入をお願いします。

2 その他の感染症の治癒証明書について

インフルエンザ以外の感染症の治癒証明書につきましては、今までどおり、治癒証明書の提出が必要になります。

3 手順について

(1) 医療機関を受診	・インフルエンザと診断された場合は、発症日と再受診の必要の有無について医師に確認してください。
(2) 学校へ連絡	・インフルエンザと診断されたことを学校へ連絡。(出席停止になります) ・配布している罹患証明書に必要事項の記入してください。(罹患証明書は本校ホームページからもダウンロードできます)
(3) 自宅で静養	・医師の指示に従って自宅で静養し、「罹患報告書」に朝晩の体温を記録。
(4) 症状回復後、再登校の条件をすべて満たしていることを確認。	・学校よりお子様の様子についてお聞きすることがあります。その時には罹患証明書に記入されている体温やその他の症状についてお知らせください。 再登校の条件を満たしているか確認いたします。 【インフルエンザの出席停止期間の基準】 ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。 ② 解熱した(平熱になった)日の翌日を初日(1日目)として、2日(幼児にあっては3日)を経過していること。 ③ ①②の両方を満たし、症状が確実に回復していること。 ※学校保健安全法施行規則第19条第2項 「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで」
(5) 罹患報告書を学校に提出	・再登校の朝に「罹患証明書」に必要事項がすべて記載されていることを確認し、学校(担任)に提出してください。